

議案第29号

沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、別紙のとおり沖縄県後期高齢者医療広域連合の規約を変更するための協議を行うため、議会の議決を求める。

令和6年6月18日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

（提案理由）

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号。）附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降、発行されなくなることに伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要がある。

広域連合の規約の変更については地方自治法第291条の3第1項により関係地方公共団体が協議で定めることとされており、当該協議は同法第291条の11の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要があるため提案する。

沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（令和5年政令第374号）により、

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号。）附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降、発行されなくなることに伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約（別表第1、第4条関係）の「被保険者証及び資格証明書」を変更する必要があるため、別表第1中の「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は令和6年12月2日から施行する。